

平成31年4月茨城県土木部・企業局 建設工事必携 新旧対照表 (R2.10適用)

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(P1-4)</p> <p>22. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷等による工事打ち合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。</p> <p><u>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</u></p> <p><u>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</u></p> | <p>(P1-4)</p> <p>22. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷等による工事打ち合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。<u>(緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする)。</u>ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印を要しない。</p> |
| <p>(P1-5)</p> <p>33. 工事検査</p> <p>工事検査とは、検査員が契約書<u>第31条、第37条、第38条</u>に基づいて給付の完了の<u>確認</u>を行うことをいう。</p> <p>34. 検査員</p> <p>検査員とは、契約書<u>第31条</u>第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> | <p>(P1-5)</p> <p>33. 工事検査</p> <p>工事検査とは、検査員が契約書<u>第32条、第38条、第39条</u>に基づいて給付の完了の<u>確認</u>を行うことをいう。</p> <p>34. 検査員</p> <p>検査員とは、契約書<u>第32条</u>第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> |

(P1-11)

1-1-1-15 工期変更

1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、[第21条](#)及び[第43条](#)第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書[第23条](#)の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書[第23条](#)第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書[第23条](#)第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

(P1-11)

1-1-1-15 工期変更

1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、[第22条](#)及び[第44条](#)第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書[第24条](#)の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書[第24条](#)第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書[第24条](#)第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

(P1-13)

1-1-1-20 工事完成検査

1. 工事完成通知書の提出

受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

(P1-13)

1-1-1-20 工事完成検査

1. 工事完成通知書の提出

受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。

(P1-14)

6. 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規定

(略)

1-1-1-21 既済部分検査等

1. 一般事項

受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 部分払いの請求

受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 検査内容 (略)

4～6 (略)

7. 中間前払金の請求

受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(P1-14)

6. 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規定

(略)

1-1-1-21 既済部分検査等

1. 一般事項

受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 部分払いの請求

受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 検査内容 (略)

4～6 (略)

7. 中間前払金の請求

受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(P1-14～15)

1-1-1-22 部分使用

1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2. 監督員による検査

受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、中間検査による検査（確認）でも良い。

(P1-16～18)

1-1-1-26 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「土木工事保安対策技術指針」「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、（以下略）

2～18 （略）

(P1-14～15)

1-1-1-22 部分使用

1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2. 監督員による検査

受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、中間検査による検査（確認）でも良い。

(P1-16～18)

1-1-1-26 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「土木工事保安対策技術指針」「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、（以下略）

2～18 （略）

(P1-21)

1-1-1-32 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書 [第28条](#) によって処置するものとする。

(P1-23)

1-1-1-33 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書 [第33条](#) の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について**監督員**と**協議**できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

(P1-21)

1-1-1-32 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書 [第29条](#) によって処置するものとする。

(P1-23)

1-1-1-33 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書 [第34条](#) の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について**監督員**と**協議**できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

(P1-27～28)

1-1-1-38 不可抗力による損害

1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1) ～ (5) (略)

3. その他

契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

(P3-3)

5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

(P1-27～28)

1-1-1-38 不可抗力による損害

1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1) ～ (5) (略)

3. その他

契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

(P3-3)

5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

(P3-6)

3-1-1-7 工事完成図書の納品

1~2 (略)

3. 地質調査の電子成果品

受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

(P3-6~7)

3-1-1-10 工事中の安全確保

1. 適用規定 (略)

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3~4 (略)

(P3-6)

3-1-1-7 工事完成図書の納品

1~2 (略)

3. 地質調査の電子成果品

受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「茨城県電子納品ガイドライン」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

なお、受注者は、地質データ、試験結果等について茨城県地質・土質調査業務共通仕様書の第118条に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。

(P3-6~7)

3-1-1-10 工事中の安全確保

1. 適用規定 (略)

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3~4 (略)

品質管理基準及び規格値

(P16-24)

舗装調査・試験法便覧準拠[4]-5
舗装調査・試験法便覧 [4]-16

(P16-26)

舗装調査・試験法便覧 [4]-185
舗装調査・試験法便覧[4]-210
舗装調査・試験法便覧準拠[4]-5
舗装調査・試験法便覧 準拠[4]-5
舗装調査・試験法便覧 [4]-10

(P16-28)

舗装調査・試験法便覧 [4]-16
舗装調査・試験法便覧 [4]-12
舗装調査・試験法便覧 [2]-106
舗装調査・試験法便覧 [4]-185
舗装調査・試験法便覧 [2]-14

(P16-30)

舗装調査・試験法便覧 [4]-38
舗装調査・試験法便覧準拠[4]-5
舗装調査・試験法便覧[4]-103
舗装調査・試験法便覧 [4]-185
舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218
舗装調査・試験法便覧 [2]-45

(P16-32)

舗装調査・試験法便覧 [2]-65
舗装調査・試験法便覧 [2]-59
舗装調査・試験法便覧 [2]-61
舗装調査・試験法便覧 [2]-77

品質管理基準及び規格値

(P16-24)

舗装調査・試験法便覧準拠[4]-68
舗装調査・試験法便覧 [4]-80

(P16-26)

舗装調査・試験法便覧 [4]-256
舗装調査・試験法便覧[4]-288
舗装調査・試験法便覧準拠[4]-68
舗装調査・試験法便覧 準拠[4]-68
舗装調査・試験法便覧 [4]-73

(P16-28)

舗装調査・試験法便覧 [4]-80
舗装調査・試験法便覧 [4]-75
舗装調査・試験法便覧 [2]-131
舗装調査・試験法便覧 [4]-256
舗装調査・試験法便覧 [2]-16

(P16-30)

舗装調査・試験法便覧 [4]-102
舗装調査・試験法便覧準拠[4]-68
舗装調査・試験法便覧[4]-167
舗装調査・試験法便覧 [4]-256
舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297
舗装調査・試験法便覧 [2]-51

(P16-32)

舗装調査・試験法便覧 [2]-83
舗装調査・試験法便覧 [2]-74
舗装調査・試験法便覧 [2]-78
舗装調査・試験法便覧 [2]-94

(P16-34)

舗装調査・試験法便覧 [2]-[180](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[192](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[244](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[238](#)

(P16-36)

舗装調査・試験法便覧 [3]-[57](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[39](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[17](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[91](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[238](#) 準拠
舗装調査・試験法便覧 [1]-[84](#)

(P16-42)

舗装調査・試験法便覧 [3] -[290](#)

(P16-44)

舗装調査・試験便覧 [3]-[300](#)
舗装調査・試験法便覧 [2] -[45](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[315](#)

(P16-46)

舗装調査・試験法便覧 [3]-[320](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[39](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[69](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[14](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[14](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[238](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[155](#)、[4]-[158](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[185](#) 突砂法

(P16-48)

舗装調査・試験法便覧 [4]-[210](#)
舗装調査・試験法便覧 [1]-[227](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[185](#) 突砂法

(P16-34)

舗装調査・試験法便覧 [2]-[212](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[224](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[289](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[318](#)

(P16-36)

舗装調査・試験法便覧 [3]-[65](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[44](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[18](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[217](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[318](#) 準拠
舗装調査・試験法便覧 [1]-[101](#)

(P16-42)

舗装調査・試験法便覧 [3] -[344](#)

(P16-44)

舗装調査・試験便覧 [3]-[353](#)
舗装調査・試験法便覧 [2] -[51](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[402](#)

(P16-46)

舗装調査・試験法便覧 [3]-[407](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[44](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[79](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[16](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[16](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[318](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[227](#)、[4]-[230](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[257](#) 突砂法

(P16-48)

舗装調査・試験法便覧 [4]-[288](#)
舗装調査・試験法便覧 [1]-[284](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[257](#) 突砂法

(P16-50)

舗装調査・試験法便覧 [4]-[210](#)
舗装調査・試験法便覧 [1]-[227](#)

(P16-52)

舗装調査・試験法便覧[4]-[185](#) 突砂法

(P16-70)

舗装調査・試験法便覧[4]-[185](#) 突砂法
舗装試験法便覧[1]-[216](#)

(P16-72)

舗装調査・試験法便覧[4]-[185](#) 突砂法

(P16-74)

舗装試験法便覧 [1] -[216](#)
舗装調査・試験法便覧[4]-[185](#) 突砂法

(P16-76)

舗装調査・試験法便覧[4]-[185](#) 突砂法

(P16-78)

舗装調査・試験法便覧 [4]-[210](#)

(P16-80)

舗装調査・試験法便覧 [1]-[216](#)
舗装調査・試験法便覧 [1]-[227](#)

(P16-98)

舗装調査・試験法便覧 準拠[4]-[5](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[185](#)

(P16-50)

舗装調査・試験法便覧 [4]-[288](#)
舗装調査・試験法便覧 [1]-[284](#)

(P16-52)

舗装調査・試験法便覧[4]-[257](#) 突砂法

(P16-70)

舗装調査・試験法便覧[4]-[257](#) 突砂法
舗装試験法便覧[1]-[273](#)

(P16-72)

舗装調査・試験法便覧[4]-[257](#) 突砂法

(P16-74)

舗装試験法便覧 [1] -[273](#)
舗装調査・試験法便覧[4]-[257](#) 突砂法

(P16-76)

舗装調査・試験法便覧[4]-[257](#) 突砂法

(P16-78)

舗装調査・試験法便覧 [4]-[288](#)

(P16-80)

舗装調査・試験法便覧 [1]-[273](#)
舗装調査・試験法便覧 [1]-[284](#)

(P16-98)

舗装調査・試験法便覧 準拠[4]-[68](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[256](#)

(P16-100)

舗装調査・試験法便覧 [4]-[68](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[69](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[91](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[229](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[238](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[14](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[91](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[14](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[14](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[238](#) 準拠

(P16-102)

舗装調査・試験法便覧 [2]-[45](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[65](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[77](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[244](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[14](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[14](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[238](#)

(P16-104)

舗装調査・試験法便覧 [3]-[57](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[39](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[17](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[111](#)
舗装調査・試験法便覧 [1]-[122](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[97](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[238](#) 準拠
舗装調査・試験法便覧 [2]-[14](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[238](#)

(P16-100)

舗装調査・試験法便覧 [4]-[133](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[135](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[218](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[309](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[318](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[16](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[218](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[16](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[16](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[318](#) 準拠

(P16-102)

舗装調査・試験法便覧 [2]-[51](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[83](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[94](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[289](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[16](#)
舗装調査・試験法便覧 [2]-[16](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[308](#)

(P16-104)

舗装調査・試験法便覧 [3]-[65](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[44](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[18](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[110](#)
舗装調査・試験法便覧 [1]-[154](#)
舗装調査・試験法便覧 [3]-[224](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[318](#) 準拠
舗装調査・試験法便覧 [2]-[16](#)
舗装調査・試験法便覧 [4]-[318](#)

| | |
|---|--|
| <p>(P16-106)</p> <p>舗装調査・試験法便覧 [2]-14 舗装調査・試験法便覧 [4]-238 舗装調査・試験法便覧 [3]-57 舗装調査・試験法便覧 [3]-39 舗装調査・試験法便覧 [3]-17 舗装調査・試験法便覧 [3]-91 舗装調査・試験法便覧[4]-238 準拠</p> | <p>(P16-106)</p> <p>舗装調査・試験法便覧 [2]-16 舗装調査・試験法便覧 [4]-318 舗装調査・試験法便覧 [3]-65 舗装調査・試験法便覧 [3]-44 舗装調査・試験法便覧 [3]-18 舗装調査・試験法便覧 [3]-218 舗装調査・試験法便覧[4]-318 準拠</p> |
|---|--|

○改定理由

- ・改定予定の茨城県建設工事執行規則において、契約書（様式第2号）が変更になることによる（条ずれ）。
- ・地盤情報データベースへの登録について規定する。
- ・「舗装調査・試験法便覧」が平成31年改訂版として発行され、引用先ページの変更を反映（品質管理基準）
- ・その他、国土交通省共通仕様書への整合を図る等。

○適用

- ・令和2年10月1日以降起工決議する工事から適用する。
- ・ただし、p-1-5, 1-11, 1-13, 1-14, 1-15, 1-21, 1-23, 1-27, 1-28, 3-3における改定については、今後予定される茨城県建設工事執行規則，茨城県企業局建設工事執行規則の改定に合わせ適用する（改定される執行規則に基づき契約を締結する工事から適用）。

○改定後の仕様書（全体）について

検査指導課ホームページで公開する。